



島根県報

平成23年3月11日（金）

号外第29号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県暴力団排除条例施行規則

（警 察 本 部） 2

【警本告示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報

（警 察 本 部） 18

公 安 委 員 会 規 則

島根県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成23年 3月11日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第3号

島根県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号。以下「条例」という。）第13条第1項第9号及び第21条から第24条までの規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)

第2条 条例第13条第1項第9号に規定する島根県公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号の青少年教育施設とする。

(調査の手続)

第3条 島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第21条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（様式第1号）により行うものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求めることができる。

3 条例第21条の規定により説明又は資料の提出を求められた者は、前項に規定する場合で資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書（様式第2号）を提出するものとする。

4 公安委員会は、第1項の規定による求めについては、説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明期日に出頭しない場合には、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭による説明の聴取)

第4条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による説明を求めたときは、警察本部長が別に指定する警察職員にこれを聴取させることができる。

2 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（様式第3号）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかに、その旨を説明日時等決定通知書（様式第4号）により口頭による説明を求めた者に通知しなければならない。

(勧告の方法)

第5条 条例第22条に規定する必要な勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(事実の公表の方法等)

第6条 条例第23条第1項の規定による公表は、島根県報への掲載及びインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第23条第1項の規定により公安委員会が公表をしようとする者（以下「当事者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実とする。

(意見を述べる機会の付与)

第7条 公安委員会は、条例第23条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見の聴取通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知することができる。

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書(様式第7号)の提出を求めるものとする。

4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

5 公安委員会は、第1項の規定による通知については、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

6 公安委員会は、当事者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しない場合は、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第8条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が別に定める警察職員にこれを聴取させることができる。

2 当事者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書(様式第8号)により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見の聴取日時等決定通知書(様式第9号)により当事者に通知しなければならない。

(代理人の選任等)

第9条 条例第21条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第23条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者(以下「当事者等」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者等は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書(様式第10号)を公安委員会に提出しなければならない。

4 当事者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(様式第11号)によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

2 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表不当要求情報管理機関登録規程の部の次に次のように加える。

島根県暴力団排除条例 (平成22年島根県条例 第49号)	第21条	関係者に対する説明又は資料の提出の要求
	第23条第2項	意見を述べる機会の付与

島根県暴力団排除条例 施行規則（平成23年島 根県公安委員会規則第 3号）	第3条第2項	口頭による説明の要求
	第3条第3項	説明・資料提出書の受理
	第4条第1項	口頭による説明の聴取の指示
	第4条第2項	説明日時等変更申出書の受理
	第4条第3項	口頭による説明の日時又は場所の変更
	第4条第4項	説明日時等決定通知書による通知
	第7条第1項及び第2項	意見の聴取通知書による通知
	第7条第3項	申述書の提出の要求
	第7条第4項	証拠資料の受理
	第8条第1項	口頭による意見の聴取の指示
	第8条第2項	意見の聴取日時等変更申出書の受理
	第8条第3項	口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更
	第8条第4項	意見の聴取日時等決定通知書による通知
	第9条第3項	代理人選任届出書の受理
	第9条第4項	代理人資格喪失届出書の受理

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(表)

説明・資料提出要求書

第 号
年 月 日

様

島根県公安委員会 印

島根県暴力団排除条例第21条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は資料の提出を求める理由	
説明又は資料の提出期限	年 月 日まで
説明又は提出資料の内容	
備 考	

説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注：1 口頭による説明を求める場合は、備考にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、島根県暴力団排除条例第23条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたに病気その他のやむを得ない理由があるときには、島根県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。説明日時等変更申出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付、変更申出事項並びに変更申出の理由を記載して提出してください。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、その場合には、島根県公安委員会に対し、代理人選任届出書により届け出てください。代理人選任届出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所、代理人の氏名並びにあなたとの関係を記載して提出してください。
- 6 あなたが選任した代理人がその資格を失ったときは、島根県公安委員会に対し、代理人資格喪失届出書により届け出てください。代理人資格喪失届出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所並びに代理人の氏名を記載して提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

様式第 2 号（第 3 条関係）

説明・資料提出書

年 月 日

島根県公安委員会 様

住所

氏名

印

島根県暴力団排除条例施行規則第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	

注：1 あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

様式第3号（第4条関係）

説明日時等変更申出書

年 月 日

島根県公安委員会 様

住所

氏名

印

島根県暴力団排除条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の番号及び日付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
変 更 申 出 の 理 由			

注：1 あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付、変更申出事項並びに変更申出の理由を記載して提出してください。

2 変更申出事項欄のうち、変更しない部分があれば、二重線で消去してください。

様式第4号（第4条関係）

説明日時等決定通知書

第 号
年 月 日

様

島根県公安委員会 印

島根県暴力団排除条例施行規則第4条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	第 号 年 月 日
-------------------	--------------

説明の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更後	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	

説明の日時及び場所の不変更決定

説明の日時及び場所を変更しない理由	
-------------------	--

注：1 該当する□の中にレ印を付けること。

2 変更事項欄のうち、変更しない部分については、二重線で消去すること。

様式第5号（第5条関係）

勸告書

第 号
年 月 日

様

島根県公安委員会 印

島根県暴力団排除条例第22条の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の原因となる事実	
勸告の内容	

この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、島根県暴力団排除条例第23条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第6号（第7条関係）

（表）
意見の聴取通知書

第 号
年 月 日

様

島根県公安委員会 印

次のとおり意見の聴取を行いますので、島根県暴力団排除条例施行規則第7条第1項の規定により通知します。

予定される公表の 原因となる事実	
公表の根拠となる 条例の条項	
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備 考	

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

- 注：1 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、意見の聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたに病気その他のやむを得ない理由があるときには、島根県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。意見の聴取日時等変更申出書には、あなたの住所及び氏名、意見の聴取通知書の番号及び日付、変更申出事項並びに変更申出の理由を記載して提出してください。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、その場合には、島根県公安委員会に対し、代理人選任届出書により届け出てください。代理人選任届出書には、あなたの住所及び氏名、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所、代理人の氏名並びにあなたとの関係を記載して提出してください。
- 6 あなたが選任した代理人がその資格を失ったときは、島根県公安委員会に対し、代理人資格喪失届出書により届け出てください。代理人資格喪失届出書には、あなたの住所及び氏名、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所並びに代理人の氏名を記載して提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

様式第7号（第7条関係）

申 述 書

年 月 日

島根県公安委員会 様

住所

氏名

印

島根県暴力団排除条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

注：1 あなたの住所及び氏名、意見の聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載して提出してください。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

様式第8号（第8条関係）

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

島根県公安委員会 様

住所

氏名



島根県暴力団排除条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取通知書の番号及び日付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
変更申出の理由			

注：1 あなたの住所及び氏名、意見の聴取通知書の番号及び日付、変更申出事項並びに変更申出の理由を記載して提出してください。

2 変更申出事項欄のうち、変更しない部分があれば、二重線で消去してください。

様式第9号（第8条関係）

意見の聴取日時等決定通知書

第 号
年 月 日

様

島根県公安委員会 印

島根県暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
-----------------	--------------

 意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更後	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	

 意見の聴取の日時及び場所の不変更決定

意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由	
----------------------	--

注：1 該当する□の中にレ印を付けること。

2 変更事項欄のうち、変更しない部分については、二重線で消去すること。

様式第10号 (第9条関係)

代理人選任届出書

年 月 日

島根県公安委員会 様

住所

氏名

印

私は、島根県暴力団排除条例施行規則第9条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、説明又は資料の提出・意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

説明・資料提出要求書 又は意見の聴取通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者等との関係	

注 あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書又は意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所、代理人の氏名並びにあなたとの関係を記載して提出してください。

様式第11号（第9条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

島根県公安委員会 様

住所

氏名

印

私の代理人は、その資格を失ったので、島根県暴力団排除条例施行規則第9条第4項の規定により届け出ます。

説明・資料提出要求書 又は意見の聴取通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

注 あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書又は意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所並びに代理人の氏名を記載して提出してください。

島 根 県 警 察 本 部 告 示**島根県警察本部告示第16号**

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第22条第1項の規定による個人情報を次のとおり定め、平成23年3月29日以後に合格を発表する試験から適用する。

平成23年3月11日

島根県警察本部長 警視長 高瀬 隆之

口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容		
島根県警察育休任期付職員採用（登録）試験	総合得点、種目別得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課